

平成 23 年度福岡県包括外部監査報告書（概要版）

福岡県包括外部監査人 福岡 典昭

平成 23 年度の包括外部監査を終了いたしましたので、その概要をご報告いたします。

1. 選定したテーマと監査対象

監査テーマ	基金、出資金、貸付金及び未収金に係る財務に関する事務の執行について (債権管理及び資金運用に関する事務を含む)
選定理由	<p>地方自治体においては厳しい財政状況のもと、歳出削減や歳入確保というフロー面の取組が進められてきた。しかしながら、人口減少や少子高齢化、産業構造の変化や景気の変動等に伴い需要と供給の質的・量的な乖離が拡大し、住民や企業等のニーズは刻々と変化している。このような環境に対応すべく、所有する財産を再点検し有効活用する取組が求められている。</p> <p>福岡県においても、この点は同じ状況であると認識している。</p> <p>財産のなかでも、福岡県が保有する基金現在高は平成 21 年度末現在で約 3,300 億円、出資金現在高は同約 1,800 億円、貸付金等債権現在高は同約 1,700 億円と多額であり、その管理は行政執行上重要であるため、事務の執行に当たっては、合规性、経済性、効率性が求められる。</p> <p>さらに、これらの財産は、福岡県民共有の財産であり、現在及び将来の県民のために有効に活用されなければならない。</p> <p>以上、これら財産の重要性を考慮し、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。</p>
監査の対象	基金、出資金及び貸付金については、企業局及び警察本部所管のものを除き原則としてすべてを監査対象とした。未収金については、貸付金に係るものを監査対象とした。
監査対象期間	原則として平成 22 年度（平成 23 年度及び平成 21 年度以前の過年度も含む）
監査の視点	<p>① 基金、出資金、貸付金及び未収金（以下「基金等」という。）に関する事務は適切に行われているか。</p> <p>② 基金等の目的及び規模は県民のニーズや県の担うべき役割等に適合しているか。</p> <p>③ 基金等は目的に従い有効に活用されているか。</p>

2. 監査実施者

包括外部監査人	公認会計士 福岡 典昭
包括外部監査人補助者	公認会計士 6 名、行政実務経験者 1 名

3. 報告書の構成

第 1 監査の概要（テーマ、対象、方法、実施者等）	1 ページ～ 2 ページ
第 2 監査対象の概要（地方自治体の状況、福岡県の状況等）	3 ページ～ 42 ページ
第 3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	
1. 監査の視点、2. 監査の手続	43 ページ～ 47 ページ
3. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	48 ページ～ 50 ページ
4. 基金（基金を活用した貸付金を含む）	51 ページ～ 96 ページ
5. 出資金（出資団体に対する貸付金を含む）	97 ページ～156 ページ
6. 貸付金（貸付金に係る未収金を含む）	157 ページ～189 ページ

4. 報告書の要約

第1 監査の概要（省略）

第2 監査対象の概要

1. 地方自治体の状況

全国の地方自治体においては、人口減少及び少子高齢化が進行している。また、地方財政の悪化により毎年度の歳入歳出だけでなく第三セクター等や資産及び債務に対する改革も求められている。

2. 福岡県の状況

福岡県では、総人口は増加しているものの、地域別にみると差が生じている。また、全国と同様、少子高齢化が進行しており、財政運営も厳しい状況にある。

県では、県を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたり安定した行財政基盤を確立するため、様々な行財政改革等に取り組んでいる。

3. 福岡県における基金等の状況

県が設置している基金は、平成22年度末現在41基金、残高3,578億円となっている。

監査に当たり、設置目的や原資等により次のとおり分類した。

分類	内容
財政調整等三基金	年度間の財源の不均衡を調整するために設置される財政調整基金のほか、財源調整的性質を持つ基金
法律等で設置が規定されている基金	法律等により基金の設置が規定されている基金
平成20、21年度に国庫補助金等を原資に設置された基金	平成20、21年度に国が交付した補助金等を原資に設置された基金
原資が寄附金である基金	篤志家等から寄附を受けた資金を原資に設置された基金
原資が県税である基金	県税（法定外目的税）を原資に設置された基金
原資が過去の不適正経理問題の返還金である基金	平成8年に発覚した不適正経理問題を受け、職員等が県に返還した返還金を原資に設置された基金
上記以外の基金	上記のいずれにも該当しない基金

県が出資している団体は平成22年度末現在118団体、出資金額は1,824億円となっている。

監査に当たり、次のとおり分類した。全国的法人については概要の把握のみを行っている。

分類	内容
公社等外郭団体	「福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱」に規定する公社等外郭団体 (1) 県の出資金、出えん金の割合が基本財産等の50パーセント以上の団体 (2) 県の出資金、出えん金の割合が基本財産等の25パーセント以上であり県の出資割合が最も大きく、かつ県の補助金や委託費などの財政支出等を行う団体(国、特殊法人等の関与が強く、国等の指導に委ねることが適当と認められる団体を除く。) (3) 前2号で定めるもののほか、県の行政との密接な関係を有しており、適切な指導が必要な団体
全国的法人	事業活動の範囲が全国的な法人又は全国規模で設立されている法人
その他の出資団体	上記以外の団体

県の貸付金は、1年以内の短期が14種、1年を超える長期が38種、平成22年度末の債権現在高は1,779億円となっている。監査に当たり、貸付目的、貸付先等により、次のとおり分類した。

	分類	内容
貸付目的	事業	特定の事業を行うことを目的として貸し付けるもの
	運用	貸付先が貸付金の運用益により事業を実施することを目的として貸し付けるもの
	奨学	学問や学術研究を奨励することを目的として貸し付けるもの
	福祉	公的配慮によって社会の成員が等しく受けることのできる安定した生活環境をつくることを目的として貸し付けるもの
貸付先 対象者	市町村	地方自治体である市町村（市町村が50%以上出資した団体を含む）
	事業者	個人事業者、法人及び団体（上記「市町村」を除く）
	特定者	特定の事業者
	個人	個人（貸付目的は、主に福祉又は奨学目的）
	金融	銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関
貸付方法	直接	県が対象者に直接貸し付ける方式
	間接	県が貸し付けた資金をもとに貸付先がさらに他者に貸し付ける方式
	預託	県が金融機関に預託金を預け入れ、当該金融機関が事業者等に貸し付ける方式
期間	短期	貸付から償還までが1年以内の貸付方式
	長期	貸付から償還までが1年を超える貸付方式

第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1. 監査の視点

(1) 基金等に関する事務の適切性

基金等に関する事務は適切に実施されているかについて、次の視点から監査を実施した。

基金	<ul style="list-style-type: none"> 基金の積立て、管理及び処分に関する手続は適切に実施されているか。 基金を活用する事業の選定は適切に実施されているか。目的への適合性などは事前に適切に審査されているか。 基金を活用した事業について、実施後の検査等は適切に実施されているか。
出資金	<ul style="list-style-type: none"> 出資の手続は適切に実施されているか。 出資の意義や経緯は適切に把握されているか。 出資及び出資団体に関する情報公開が適切に実施されているか。 出資団体が解散した場合の残余財産の処分手続等は適切に実施されているか。
貸付金及び貸付金に係る未収金	<ul style="list-style-type: none"> 貸付手続全般において、規程等のルールは整備されているか。 貸付手続全般において、必要な知識や能力を持った体制が整備されているか。 貸付けの決定や実行に当たり、規程等のルールは遵守されているか。 債権の管理は適切に実施されているか。必要に応じ、債権管理マニュアルなどが整備されているか。また、マニュアルに従い実行されているか。 債権の回収に当たり、規程等のルールは遵守されているか。 延滞等が発生した場合、迅速かつ適切に対応されているか。 長期にわたり滞留している債権への対応は適切に実施されているか。 貸付金に関する情報公開が適切に実施されているか。

(2) 基金等の目的及び規模の適合性

基金等の目的及び規模が県民のニーズや県の担うべき役割に適合しているかについて、次の視点から監査を実施した。

基金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基金の設置や規模について、県の裁量があるか。 ・ 設置目的が環境の変化に対応したものとなっているか。 ・ 基金規模は県民や事業者等のニーズに対し適切なものとなっているか。 ・ 基金を設けて実施すべき事業なのか。各年度予算により対応できないか。 ・ 果実運用型基金の場合、運用益だけで目的は達成されるか。取崩の必要はないか。 ・ 取崩型基金の場合、基金残高が減少した場合、その後の方針は検討されているか。
出資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県として出資を継続する意義はあるか。 ・ 出資意義がない場合などにおいて、出資金の返還要請を行う必要はないか。 ・ 出資の目的を達成する他の手段はないか。 ・ 出資団体の存在意義は現在もあるか。事業内容は環境の変化に適合しているか。 ・ 出資団体の形態やあり方は適切か。 ・ 出資団体類似の団体が存在する場合、統合や事業譲渡、解散など検討しているか。
貸付金及び貸付金に係る未収金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付金制度の実施や規模について、県の裁量があるか。 ・ 貸付目的が環境の変化に対応したものとなっているか。 ・ 貸付規模は県民や事業者等のニーズに対し適切なものとなっているか。 ・ 貸付目的を達成する他の手段はないか。 ・ 貸付けの形態やあり方は適切か。 ・ 県の類似制度、県以外の貸付機関とのすみ分けは整理されているか。 ・ 貸付けの実施主体と貸倒れ等のリスクを負担する者が同一であるか。異なる場合それが明確に認識されているか。

(3) 基金等の有効活用

基金等是有効に活用されているかについて、次の視点から監査を実施した。

基金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の目標、指標は設定されているか。 ・ 事後の効果測定は実施されているか。 ・ 効果の検証を踏まえ改善等がなされているか。 ・ 活用状況やその効果等について情報公開が適切に実施されているか。
出資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出資団体について適切にモニタリングされているか。 ・ 出資団体において出資金は適切に管理・運用されているか。 ・ 出資団体において出資金は有効活用されているか。活用されていない場合などにおいて、出資金の返還要請を行う必要はないか。
貸付金及び貸付金に係る未収金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の目標、指標は設定されているか。 ・ 事後の効果測定は実施されているか。 ・ 効果の検証を踏まえ改善等がなされているか。 ・ 管理コストを踏まえた債権管理が実施されているか。

2. 監査の手続

「1. 監査の視点」に基づき、以下の監査を実施した。

- ① 所管部署から関係書類や資料の提供を受け、これらの閲覧を通して基金等の概況を把握した。
- ② 事務手続について、担当者への質問及び契約書その他文書の査閲を行い、関連諸法令・規則への準拠性を確かめた。
- ③ 基金等について、担当者への質問、文書の査閲を行って、目的・経緯・今後の予定を理解するとともに、経済性、有効性及び効率性の観点から問題点がないか検討した。

3. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

(1) 区分ごとの監査の結果及び意見の件数

区分ごとの監査の結果及び意見の件数（全般に関するものを含む）は、次のとおりである。

区分	結果	意見	頁
基金（基金を活用した貸付金を含む）	0件	17件	51～96
出資金（出資団体に対する貸付金を含む）	1件	14件	97～156
貸付金（貸付金に係る未収金を含む）	3件	12件	157～189
計	4件	43件	

(2) 監査の結果及び意見の内容と対象

監査の結果及び意見の内容は、以下のとおりである。

ア. 基金（基金を活用した貸付金を含む）

① 基金全般に関する監査の結果及び意見

	区分	項目	頁
1	意見	基金を維持する必要性及び基金の有効活用に関する定期的かつ全庁的な検討について	51
2	意見	基金事業の成果検証及び情報公開について	53
3	意見	国からの交付金を財源とした基金事業に係る検査等の実効性の確保について	54
4	意見	国からの交付金を財源とした基金事業の成果検証及び基金終了後の対応について	56

② 個別の基金に関する監査の結果及び意見

	基金名	区分	項目	頁
1	県営林造成事業振興基金	意見	基金廃止の検討について	57
2	県立美術館美術品取得基金	意見	基金の活用方法等の見直しについて	59
3	高齢者等保健福祉基金	意見	基金の活用方針の明確化及び事業内容等の情報公開について	61
4	はつらつ高齢社会づくり基金	意見	目標設定や効果検証を踏まえた事業選定の仕組みの導入及び情報公開について	64
5	こども育成基金	意見	目標設定や効果検証を踏まえた事業選定の仕組みの導入及び情報公開について	67
6	アンビシャス外国留学支援基金	意見	目標設定や効果検証を踏まえた基金の有効活用について	71
7	福祉のまちづくり基金	意見	基金事業の成果検証及び情報公開について	74
8	土地開発基金	意見	基金の運用方法の見直し及び情報公開について	76
9	公共施設整備基金	意見	全庁的かつ中長期的な公共施設整備計画の策定及び基金の計画的な積立ての検討について	81
10	市町村振興基金	意見	市町村応援元気フクオカ資金の効果の検証及び情報公開について	83
11	ぼた山防護施設維持等基金	意見	ぼた山防護施設整備後の定期的な状況把握について	87
12	国民健康保険広域化等支援基金	意見	基金条例の改正による基金の有効活用について	89
13	介護保険財政安定化基金	意見	基金取崩しの際の検討について	92

イ. 出資金（出資団体に対する貸付金を含む）

① 出資金全般に関する監査の結果及び意見

	区分	項目	頁
1	意見	出資継続の必要性等に関する定期的かつ全庁的な検討について	97
2	結果	出資金を財源とした財産運用における仕組債購入に係る協議手続の不備について	99
3	意見	仕組債による資金運用に関する諸問題への対応について	104

② 個別の出資金に関する監査の結果及び意見

	出資団体名	区分	項目	頁
1	(財)あまぎ水の文化村	意見	団体のあり方の検討について	110
2	(株)北九州テクノセンター	意見	出資持分の譲渡に関する検討について	114
3	(財)福岡県消費者協会	意見	県消費生活センターとの統合による消費者行政に係る体制強化について	116
4	福岡県土地開発公社	意見	団体の解散について	121
5	(株)北九州輸入促進センター	意見	団体に対するモニタリングの強化について	125
6	(財)福岡県建築住宅センター	意見	団体に対する委託料の水準等の見直しについて	128
7	(財)福岡県建設技術情報センター	意見	団体に対する委託料の水準等の見直しについて	133
8	福岡県道路公社	意見	適切な償還計画の見直し及び対応策の検討並びに情報公開について	139
9	(財)福岡県産炭地域振興センター	意見	団体に設置された基金を活用した事業の効果検証及び情報公開について	144
10	(財)北九州勤労青少年福祉公社	意見	団体の解散に伴う残余財産の処分に関する手続の整備について	147
11	(財)筑後川水源地域対策基金	意見	団体を実施する事業の位置づけの明確化及び事務諸費等削減に関する指導について	150
12	福岡空港ビルディング(株)	意見	県が受領している配当金の活用について	153

ウ. 貸付金（貸付金に係る未収金を含む）

① 貸付金全般に関する監査の結果及び意見

	区分	項目	頁
1	意見	貸付金制度を維持する必要性及び有効活用に関する定期的かつ全庁的な検討について	157
2	意見	債権管理マニュアルの整備及び運用の徹底について	159
3	意見	債権管理専門部署の設置について	160
4	意見	債権管理条例の制定による不納欠損処理について	162
5	意見	反復かつ継続的に実施されている短期貸付金の検証及び見直しについて	164

② 個別の貸付金に関する監査の結果及び意見

	貸付金名	区分	項目	頁
1	私立幼稚園施設整備資金貸付金	意見	ニーズの把握及びその結果を踏まえた制度の見直しについて	166
2	消費生活協同組合資金貸付金	意見	本貸付金制度の廃止について	170
3	立体自動車駐車場整備資金貸付金	結果	貸付申請書類等文書の保管について	172
		意見	本貸付金制度の廃止も含めた抜本的な見直しについて	
4	社会福祉基金貸付金	結果	貸付契約書の原本保管について	175
5	中小企業高度化資金貸付金	結果	利用状況報告書及び決算書の入手について	177
		意見	本貸付金制度の運用のあり方検討について	
6	企業立地促進融資	意見	本貸付金制度の見直しについて	183
7	保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付金	意見	需給見通しを踏まえた貸付金事業の実施について	186
8	母子寡婦福祉短期資金貸付金	意見	広報等の実施による制度の利用促進について	188

4. 基金（基金を活用した貸付金を含む）に関する監査の結果及び意見

(1) 基金全般に関する監査の結果及び意見

項目	(意見) 基金を維持する必要性及び基金の有効活用に関する定期的かつ全庁的な検討について	P. 51
現状及び課題	基金として維持する必要性が乏しく廃止を検討すべきものや具体的な活用方針や目標設定等が不明確であり、結果として財源調整的な運用がなされているようにみえる基金が見受けられた。所管部署が自ら廃止を含めた抜本的な見直しを行うことは限界があると考えられ、また、基金で実施すべき事業の範囲が不明確である場合、所定の目的に沿って有効活用されているか疑問がある。	
改善案	今回、すべての基金を対象に、設置目的及び規模の適合性や有効性に関し監査を行ったが、状況の変化により見直しが必要となることも考えられるため、今後は、県において、基金の設置目的及び規模の適合性や有効性に関し定期的かつ全庁的に検討する仕組みを構築することを提案する。 また、検討の結果は県のホームページ等で広く県民に公表することが望まれる。	

項目	(意見) 基金事業の成果検証及び情報公開について	P. 53
現状及び課題	多くの基金は、基金事業の成果が検証されていない状況にある。成果の把握及び検証がなされないのであれば、基金の設置目的に沿った事業であっても、有効かつ効率的に活用されているのか不明である。	
改善案	県は、基金事業の成果を把握し、検証することが望まれる。成果の把握及び検証の方法は、基金ごとに、PDCAサイクルを実施することが考えられる。 成果の検証結果等については、基金の目的や基金事業の内容と併せて、県のホームページ等で県民にわかりやすく公表することが望まれる。	

項目	(意見) 国からの交付金を財源とした基金事業に係る検査等の実効性の確保について	P. 54
現状及び課題	国は、緊急の経済対策等の一環として、多額の交付金を都道府県へ交付しており、これに基づき県は多数の基金を設置し、種々の事業を行っている（以下、これらの基金を総称して「経済対策関連基金」という）。 これらの経済対策関連基金は、短期間に多額の事業が行われていることから、事業所管部署は事業実施等に集中せざるをえず、基金事業に係る検査等の実効性の確保の面で課題がある。	
改善案	県は、基金事業が適正に実施されたか検査することが必要であり、必要に応じ現地調査又は立入調査等を実施することによりその実効性を確保することが望まれる。そのためには、検査・監査体制を整備することが必要である。	

項目	(意見) 国からの交付金を財源とした基金事業の成果検証及び基金終了後の対応について	P. 56
現状及び課題	経済対策関連基金は、取崩期限が定められているため、基金事業の実施期間は2年間から5年間と比較的短期間である。しかし、事業の内容から、限られた期間で事業が終了しその後同種の事業が継続されない場合、県民生活に与える影響が大きいと考えられる基金がある。	
改善案	県は、国に対し追加の財源措置等を要望するほか、定められた事業実施期間終了までに、同種の事業を実施するか否かの方針を決定する必要がある。 また、事業の必要性の検討結果及びその後の対応については、県のホームページ等で県民に公表することが望まれる。	

(2) 個別の基金に関する監査の結果及び意見

基金名	①福岡県営林造成事業振興基金	所管部署	農林水産部 森林保全課	P. 57
項目	(意見) 基金廃止の検討について			
現状及び課題	県営林事業に関する経営状況は厳しく、積立では長期間行われておらず、基金の残高も長期にわたりゼロのままである。また、将来にわたっても積立が行われる見込みが少ない現状から、条例の目的が達成できていないといえる。			
改善案	現在の状況を見ると、基金として維持する必要性に乏しく、廃止を検討する必要があると考える。			

基金名	②福岡県立美術館美術品取得基金	所管部署	教育庁 社会教育課	P. 59
項目	(意見) 基金の活用方法等の見直しについて			
現状及び課題	本基金で保有する美術品について一般会計で買戻しが行われていない現状では、美術品の取得を円滑かつ効果的に行うという基金の目的が達成できていない。			
改善案	一般会計で買戻しを行うほどの資金的余裕がないという県の財政状況などから、本基金を効果的に活用するためには、現在の活用方法の見直し等について検討することが望まれる。			

基金名	③福岡県高齢者等保健福祉基金	所管部署	福祉労働部 福祉総務課	P. 61
項目	(意見) 基金の活用方針の明確化及び事業内容等の情報公開について			
現状及び課題	<p>基金管理所管部署における設置目的を踏まえた活用方針が、次のとおり明確ではないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金設置前からの継続事業の財源となっていること ・国庫補助のある事業にも充当されていること など 			
改善案	<p>本基金は結果として財源調整的な運用がなされているようにみえるため、県は、明確な方針を策定し県民の福祉の増進に資する取組を行うことが望まれる。</p> <p>また、本基金を活用した事業の内容、目標の達成状況などについては、県のホームページ等により積極的に公表することが望まれる。</p>			

基金名	④福岡県はつらつ高齢社会づくり基金	所管部署	福祉労働部 福祉総務課	P. 64
項目	(意見) 目標設定や効果検証を踏まえた事業選定の仕組みの導入及び情報公開について			
現状及び課題	<p>本基金について、次のとおり、基金管理所管部署において目的に対する有効性や効率性が十分に考慮されているとは言い難い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金管理所管部署では現在事業が行われていないこと ・基金事業としては「ねりんスポーツ・文化祭事業」だけであるが、指標としているイベントの延べ参加者数だけでは、目標達成を測る指標として適切でないこと 			
改善案	<p>目的適合性の判断だけでなく、事業目的の達成状況についても評価し、効果的な事業へ重点的に財源が配分されているか検討する必要がある。現在、一つの事業のみに基金運用益を充当しているが、高齢者をめぐる環境は変化しているため、基金の目的達成の観点から、効果的な事業であるか検討することが望まれる。</p>			

基金名	⑤福岡県子ども育成基金	所管部署	福祉労働部 児童家庭課	P. 67
項目	(意見) 目標設定や効果検証を踏まえた事業選定の仕組みの導入及び情報公開について			
現状及び課題	<p>事業の選定に当たって、基金管理所管部署において基金の設置目的に対する有効性や効率性が考慮されているとは言い難い。</p>			
改善案	<p>本基金は結果として財源調整的な運用がなされているようにみえる。目的適合性の判断だけでなく、事業目的の達成状況についても評価し、より効果的な事業へ重点的に財源を配分することが必要である。子どもの健全育成や子育て支援の推進に関する計画と基金を連携させPDCAサイクルを確立することを提案する。なお、基金と計画の一体管理に伴い、基金管理所管部署も再検討が必要である。</p>			

基金名	⑥福岡県アンビシャス外国留学支援基金	所管部署	新社会推進部 青少年課	P. 71
項目	(意見) 目標設定や効果検証を踏まえた基金の有効活用について			
現状及び課題	<p>本基金の規模は篤志家の寄附金に限られ、決定奨学者数も年に数名程度となっている。県の事業への関与は手続的な面が強く、積極的に取り組んでいるとは言い難い。また、本基金が取り崩された後の具体的な方針は未定である。</p>			
改善案	<p>本基金を有効に活用するために、以下の改善案を提案する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業の認知度向上と事業規模の拡大 事業の認知度向上に関する各種取組を行うとともに、事業規模拡大のために県自ら拠出し基金規模の拡大を検討する。 2. 帰国後の就職支援 留学経験のある人材を県内に確保するため、奨学生の就職支援を行う。 3. 他部署・他団体との連携 留学生支援に関する事業を実施している教育庁等と連携する。 			

基金名	⑦福岡県福祉のまちづくり基金	所管部署	建築都市部 建築指導課	P. 74
項目	(意見) 基金事業の成果検証及び情報公開について			
現状及び課題	<p>平成10年度から実施された本基金事業は平成24年度をもって終了する予定であるが、現在、本基金を活用した事業の成果の検証は特になされておらず、具体的な本基金の活用状況についても県のホームページ等による公表はなされていない。</p>			
改善案	<p>本基金は取崩型であり、平成24年度に終了予定であることから、終了後には、これまでの事業実施状況や利用状況及び成果について検証し、その結果について広く県民に公表することが望まれる。</p>			

基金名	⑧福岡県土地開発基金	所管部署	総務部 財産活用課	P. 76
項目	(意見) 基金の運用方法の見直し及び情報公開について			
現状及び課題	本基金の運用方法は4通りあり、現在多くは土地開発公社を利用して土地を取得する方法となっている。しかし、この方法には、基金を活用して取得した土地の状況を把握できず、基金本来の目的がどの程度達成されているか評価できる情報が公開されていないといった種々の課題がある。			
改善案	土地開発公社を利用して土地を取得する方法は廃止することが望ましい。 また、これにより基金を活用した土地取得の状況が情報公開される。			

基金名	⑨福岡県公共施設整備基金	所管部署	総務部 財政課	P. 81
項目	(意見) 全庁的かつ中長期的な公共施設整備計画の策定及び基金の計画的な積立ての検討について			
現状及び課題	多額の財源を要することとなる様々な公共施設等の整備について、全庁的かつ中長期的な整備計画は策定されていない。また、全庁的なコストが把握されていないこともあり、本基金の計画的な積立ては、実施されていない状況にある。			
改善案	県は、全庁的かつ中長期的視点に立ち、公共施設に関する維持補修等の整備計画を策定し、維持補修等に要するコストを把握する必要がある。そのうえで、これに基づく計画的な積立て等財源の確保について検討しておくことが望まれる。			

基金名	⑩福岡県市町村振興基金	所管部署	企画・地域振興部 市町村支援課	P. 83
項目	(意見) 市町村応援元氣フクオカ資金の効果の検証及び情報公開について			
現状及び課題	貸付先としてふさわしくないと考えられる市町村等の規定があるが、その具体的内容が明確ではない。計画どおりに事業が実施されているのか検査されておらず、検査体制も整備されていない。			
改善案	制度の運用に当たっては厳格な条件を定めるとともに適切な検査体制を整備すべきであったと考える。県は本資金を活用した効果を検証し、その結果を公開すべきであるとする。			

基金名	⑪福岡県ばた山防護施設維持等基金	所管部署	企画・地域振興部 広域地域振興課	P. 87
項目	(意見) ばた山防護施設整備後の定期的な状況把握について			
現状及び課題	最終鉱業権者が不存在又は無資力のばた山のうち崩壊の危険性があるものについては、県が崩壊防止工事を実施してきたが、整備後の施設について、苦情等に対応するための現地確認は行っているが、擁壁等施設の老朽化状況の定期的な把握はしていない。			
改善案	県は、定期的に擁壁等施設の老朽化状況を把握し、必要に応じて、維持補修工事を計画的に実施することが必要である。			

基金名	⑫福岡県国民健康保険広域化等支援基金	所管部署	保健医療介護部 医療保険課	P. 89
項目	(意見) 基金条例の改正による基金の有効活用について			
現状及び課題	県では、「福岡県市町村国保広域化等支援方針」を策定しているものの、それに基づく施策・事業が、未だ具体的に決まっていないことから、基金条例の改正は行われておらず、現時点において、支援方針の作成及び支援方針に定める施策の実施のためには基金が活用されていない状況にある。			
改善案	基金条例を改正し、基金を財源として実施できる事業の範囲を拡大することで、支援方針に定める施策の実施に取り組み、基金を効果的に活用することが望まれる。			

基金名	⑬福岡県介護保険財政安定化基金	所管部署	保健医療介護部 介護保険課	P. 92
項目	(意見) 基金取崩しの際の検討について			
現状及び課題	本基金は、全国的にその残高が過大となっているため、介護保険法が一部改正され、平成24年度に限り、介護保険料の上昇抑制に充てるため基金の取崩しができるよう措置されている。 県は平成24年度に基金を取り崩す予定であり、現在その使途に関する検討が行われている。			
改善案	県は、保険料の上昇抑制が基金取崩しの本来の目的であることを踏まえ、取り崩した基金の使途を決定しなければならない。 取崩しの使途が決定された場合には、その内容を速やかに情報公開する必要があると考える。			

5. 出資金（出資団体に対する貸付金を含む）に関する監査の結果及び意見

(1) 出資金全般に関する監査の結果及び意見

項目	(意見) 出資継続の必要性等に関する定期的かつ全庁的な検討について	P. 97
現状及び課題	出資を継続する意義が乏しい団体、出資のあり方を見直すことが望ましい団体及び出資目的自体が曖昧な団体が見受けられた。このような団体に対して県が出資を継続することは、出資金の有効活用という観点から問題がある。	
改善案	今回、すべての出資団体を対象に、出資目的の適合性や出資継続の必要性、出資の有効性に関し監査を行ったが、状況の変化により見直しが必要となることも考えられるため、今後は、県において、出資金の出資目的の適合性や出資継続の必要性、出資の有効性に関し定期的かつ全庁的に検討する仕組みを構築することを提案する。 また、検討の結果は県のホームページ等で広く県民に公表することが望まれる。	

項目	(結果) 出資金を財源とした財産運用における仕組債購入に係る協議手続の不備について	P. 99
現状	県は、公社等外郭団体が外債等重要な財産の取得を行おうとする場合には、団体に対し事前に協議又は報告を求めるものとするとしている。発行地が海外市場又は発行体が海外の金融機関等である仕組債を保有する公社等外郭団体が存在するが、外債等の取得に関する事前協議等を全部又は一部実施していない団体が見受けられた。 また、事前協議等を行っている場合であっても、所管部署におけるリスクの把握等協議内容の一部が不十分と認められる事例が見受けられた。	
指摘事項	県が定めた外債等の取得に関する事前協議等が適切に運用されておらず、仕組債購入に係る協議手続に不備があった。県は仕組債に関する十分な知識を得たうえで、外郭団体に対し仕組債購入の際は事前協議等を徹底する旨強く周知し、必ず事前協議等が実施されるよう対応すべきであったといえる。また、事前協議等があった場合には仕組債がもつリスクを十分に把握し、外郭団体に対して適切な指導及び助言を行うべきであったといえる。	

項目	(意見) 仕組債による資金運用に関する諸問題への対応について	P. 104
現状及び課題	出資団体のうち、公社等外郭団体及びその他の出資団体について仕組債の調査を行った結果、10 団体が仕組債を保有していることが判明した。出資団体が保有する仕組債には、次のような問題がある。 ①評価損を抱え、運用利息も少ない状態にあること ②途中売却には多額の売却損が発生する可能性が高く、財産が長期間拘束されている状態にあること ③現時点では、元本リスク型の仕組債を有する場合、財産を毀損するリスクが高いこと ④元本保証型の仕組債であっても、発行体リスクがある以上、元本保証が確実なものではないこと	
改善案	仕組債の購入等に関し、出資団体は、安全性を優先したうえで、資産を運用することが望ましく、仕組債の購入は極力避けることが望ましい。また、県は、出資金を財源とした財産の運用に当たっては、出資団体に対し、安全性を優先したうえで、収益性の確保を考慮した資産運用を助言指導することが望まれる。	

(2) 個別の出資金に関する監査の結果及び意見

団体名	①(財)あまぎ水の文化村	所管部署	新社会推進部 県民文化スポーツ課	P. 110
項目	(意見) 団体のあり方の検討について			
現状及び課題	本団体は、人的基盤がきわめて弱く、施設の有効な利用促進策を実施できていない状況にある。 また、多額の基本財産を有しているものの、その多くを運用している仕組債の運用益は年々減少しており、また仕組債には含み損も生じていることから財政的基盤も不安定である。			
改善案	県は朝倉市等関係団体と協議のうえ、今後の団体のあり方について検討することが望まれる。 本団体は、平成 28 年度まで施設の指定管理者として選定されている。県は、朝倉市と協議のうえ、その後の指定管理者の選定については、公募による選定とし、選定されなかった場合は、主たる出資者である朝倉市及び関係機関と協議のうえ、本団体の解散を検討することが望まれる。			

団体名	②(株)北九州テクノセンター	所管部署	商工部 新産業・技術振興課	P. 114
項目	(意見) 出資持分の譲渡に関する検討について			
現状及び課題	本団体は、平成 14 年 4 月以降、公益事業を行っておらず、現在、民間企業が行う貸しビル事業と同様の事業を行っている。出資当初は、公益事業を実施するなど県が出資する意義はあったと考えるが、現在の状況を見ると、もはや県が出資を継続する必要性は乏しいといえる。			
改善案	県としては出資を継続する必要性は乏しいため、関係機関と協議したうえで出資持分を譲渡することを提案する。その結果、県は譲渡によって得られる資金を他に有効活用することが可能となる。			

団体名	③(財)福岡県消費者協会	所管部署	新社会推進部 生活安全課	P. 116
項目	(意見) 県消費生活センターとの統合による消費者行政に係る体制強化について			
現状 及び 課題	本団体の設立と同時期に「福岡県消費生活センター」が県の機関として開設されており、これら 2 つの組織は同じ所在地で同種の業務を実施している。 今後の消費者行政における住民サービスの維持向上のためには、効果的かつ効率的な事業の実施が求められる。			
改善案	本団体を解散し、県消費生活センターと統合して新たな県直営の組織とし、県消費生活センターに移転集約して体制の強化を図ることを提案する。			

団体名	④福岡県土地開発公社	所管部署	県土整備部 用地課	P. 121
項目	(意見) 団体の解散について			
現状 及び 課題	本団体の事業内容は、代行用地取得事業と受託事業があるが、両事業ともに減少傾向であるなど本団体を利用する必要性は乏しい。			
改善案	代行用地取得事業及び受託事業ともに本団体で実施する必要性が乏しい以上、本団体は将来的に解散することが望ましい。			

団体名	⑤(株)北九州輸入促進センター	所管部署	商工部 国際経済観光課	P. 125
項目	(意見) 団体に対するモニタリングの強化について			
現状 及び 課題	県は、北九州市及び福岡県の国際的な経済交流の進展を促すために、A I M (アジア太平洋インポートマート) ビルの管理運営主体である本団体に出資しているが、大口テナントの撤退等により A I M ビルの入居率は低下し、近年業績は悪化している。この状況が続けば、県の出資の価値が損なわれるだけでなく、追加負担が生じる可能性もある。			
改善案	本団体は「福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱」第 9 条に定める「その他の団体」に該当するが、出資の額も約 9 億円と多額であることから、モニタリングを強化したうえで、必要に応じて関係団体と連携し公社等外郭団体に準じて指導していくことが必要である。			

団体名	⑥(財)福岡県建築住宅センター	所管部署	建築都市部 住宅計画課	P. 128
項目	(意見) 団体に対する委託料の水準等の見直しについて			
現状 及び 課題	本団体は、現在「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」に定める水準を超える内部留保金を有している。 本団体の収入のうち最もその割合が大きい「耐震改修促進事業」は、その多くが県からの耐震診断委託料であるが、この事業に係る委託(再委託)の割合は事業支出の 8 割以上となっており、また、平成 19 年度以降収支差額が 1 億円以上発生している。			
改善案	耐震改修促進事業について、県は、委託料の水準について検討し、委託金額に応じた積算の実施など必要な範囲を超える利益が発生しないような仕組みを構築すべきであった。			

団体名	⑦(財)福岡県建設技術情報センター	所管部署	県土整備部 企画交通課	P. 133
項目	(意見) 団体に対する委託料の水準等の見直しについて			
現状 及び 課題	本団体は、現在「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」に定める水準を超える内部留保金を有している。 本団体の収入のうちその割合が大きい「土木技術支援事業」と「建築技術支援事業」は、その多くが県又は市町村からの委託料であるが、土木技術支援事業については、収支差額が多額となっており、建築技術支援事業については、この事業のうち特に耐震診断について再委託され委託料を支出し、事業費用に占める委託料(再委託)の割合は約 6 割となっている。			
改善案	土木技術支援事業について、県は、委託料の水準について検討し、委託料の金額に応じた積算の実施など必要な範囲を超える利益が発生しないような仕組みを速やかに構築すべきであった。 建築技術支援事業についても、委託料の水準等について見直すべきであった。			

団体名	⑧福岡県道路公社	所管部署	県土整備部 高速道路対策室	P. 139
項目	(意見) 適切な償還計画の見直し及び対応策の検討並びに情報公開について			
現状及び課題	<p>本団体が管理している有料道路等のうち、二丈浜玉有料道路について、料金徴収期間満了時に借入金等が償還できない可能性が見込まれ、料金徴収期間満了時期が迫っていることから、未償還金への対応について、県は現在検討中である。</p> <p>福岡前原有料道路については、料金徴収期間満了時期が平成 50 年 6 月となっており、今後の利用状況によっては出資金の償還に影響を及ぼすと考えられる。</p> <p>また、本団体のホームページでは、計画交通量と実績の比較、借入金等の償還計画とその償還実績、将来の収支予測と借入金等の償還見込みといった情報は公開されていない。</p>			
改善案	<p>二丈浜玉有料道路については、料金徴収期間満了時期が平成 25 年 3 月であり、未償還の対応について県は現在検討中である。対応策の決定過程及び決定した内容を情報公開する必要がある。</p> <p>福岡前原有料道路については、今後の利用状況が計画どおりに進捗しない、又は進捗しないと見込まれる場合には、必要に応じて計画交通量の設定や償還計画を見直し、対応策を検討する必要がある。</p> <p>また、本団体は、各路線について、計画交通量と実績の比較、借入金等の償還計画とその償還実績等の情報をホームページで公開するなど、県民にわかりやすく説明する必要がある。</p>			

団体名	⑨(財)福岡県産炭地域振興センター	所管部署	企画・地域振興部 広域地域振興課	P. 144
項目	(意見) 団体に設置された基金を活用した事業の効果検証及び情報公開について			
現状及び課題	<p>本団体は、活性化基金と新産業創造等基金を活用することで事業を行っているが、二基金ともに事業は近く終了する予定である。</p> <p>本団体が実施する二基金の活用状況については、県のホームページでは公表されていないなど情報公開として不十分であるといえる。また、事業実施後どのような効果をもたらすことができたのかといった事業内容ごとの成果の把握及び検証が実施されていない。</p>			
改善案	<p>県は基金事業の終了に際し、実施事業の内容及び成果を総合的に把握、検証し、県のホームページで公開するなど県民に分かりやすく公表することが望ましい。</p>			

団体名	⑩(財)北九州勤労青少年福祉公社	所管部署	福祉労働部 労働政策課	P. 147
項目	(意見) 団体の解散に伴う残余財産の処分に関する手続の整備について			
現状及び課題	<p>本団体は平成 23 年 3 月 31 日をもって解散している。</p> <p>解散に伴う残余財産の処分に関して、県と北九州市に対する贈与額は、福岡県の担当課長名と北九州市の担当部長名による確認書により実質的に方針決定されている。</p> <p>県には、出資団体解散時等における残余財産処分の方針決定に関する決裁区分の規程や手続に関するルール等が整備されていない。</p>			
改善案	<p>団体によっては、残余財産の額も多額になることが予想されるため、県は、出資団体の解散時等における残余財産の処分に関し、あらかじめ、その決裁区分や手続を定めておくことが望まれる。</p>			

団体名	⑪(財)筑後川水源地域対策基金	所管部署	県土整備部 水資源対策課	P. 150
項目	(意見) 団体が実施する事業の位置づけの明確化及び事務諸費等削減に関する指導について			
現状及び課題	<p>本団体が現在実施している「上下流交流事業、筑後川流域の水源の森整備の支援事業」は寄附行為に定められた「その他基金の目的を達成するために必要な事業」に該当するものであり、本団体の事業としての位置づけが不明確である。また、収支面をみると、収入の約 8 割が人件費及び事務諸費に充てられ、有効な資金活用がなされていない。</p>			
改善案	<p>現在実施している事業については、本団体の設立目的に照らし、必要性に応じて位置づけを明確化することが望ましい。また、県は関係機関と協議のうえ、必要に応じ、人件費及び事務諸費を削減するよう指導することが望まれる。</p>			

団体名	⑫福岡空港ビルディング(株)	所管部署	企画・地域振興部 空港整備課	P. 153
項目	(意見) 県が受領している配当金の活用について			
現状及び課題	<p>本団体は安定的に利益をあげており、利益処分として株主に配当金を支払っている。</p> <p>県が受領した配当金約 3 千万円は、一般会計の雑収入として会計処理されているため、県全体の財源の一部となっている。</p>			
改善案	<p>配当金について、県及び県内企業・団体等の PR や物産振興等の新たなソフト事業に活用するよう、全庁的に検討することが望まれる。</p>			

6. 貸付金（貸付金に係る未収金を含む）に関する監査の結果及び意見

（1）貸付金全般に関する監査の結果及び意見

項目	（意見）貸付金制度を維持する必要性及び有効活用に関する定期的かつ全庁的な検討について	P. 157
現状及び課題	近年新規貸付実績がないなど県が貸付金制度を維持する必要性が乏しいものやニーズの具体的な把握が行われていないなどの理由で新規貸付実績が少ないものが見受けられた。 所管部署が自ら廃止を含めた抜本的な見直しを行うことには限界があると考えられ、また、制度を取り巻く環境に対応し、適時適切なニーズの把握及びその結果を踏まえた制度の見直しが行われない場合、設置目的に照らし制度が有効に活用されないこととなる。	
改善案	今回、原則としてすべての貸付金を対象に、制度維持の必要性及び有効性に関し監査を行ったが、状況の変化により見直しが必要となることも考えられるため、今後は、県において、貸付金の制度維持の必要性及び有効性に関し定期的かつ全庁的に検討する仕組みを構築することを提案する。 また、検討の結果は、県のホームページ等で広く県民に公表することが望まれる。	

項目	（意見）債権管理マニュアルの整備及び運用の徹底について	P. 159
現状及び課題	貸付金制度によっては、債権管理マニュアルが適切に整備又は運用されておらず債権管理が不十分なものがある。その一因としては、債権管理のあり方や必要な手続等について全庁的な指針が示されず、各所管部署が独自の判断で債権管理業務を実施していることが考えられる。	
改善案	債権管理業務の水準を一定以上に保持するために、全庁的な指針を示したうえで、各所管部署が各貸付金制度の実情に合わせて債権管理マニュアルを整備し、これに基づき運用することが必要である。	

項目	（意見）債権管理専門部署の設置について	P. 160
現状及び課題	未収金となった貸付金に係る債権回収業務は、貸付先との回収交渉、担保権の実行、保証人に対する履行の請求等を行う必要があり、債権回収管理に関する高度な専門知識と実務経験が必要とされるが、各所管部署単位の対応では限界があり、組織面での構造的な問題を抱えている。	
改善案	債権の回収業務に精通した債権管理専門部署の設置を提案する。これにより、所管部署が通常行う回収手続では回収困難と判断した時点で当該債権を債権管理専門部署へ移管し、そこで専門的に債権管理業務を行うことが可能となる。また、債権回収に関する知識と経験が蓄積されるため、これらを活かして所管部署のサポートや全庁的な債権管理の強化の役割を担わせることが効果的である。	

項目	（意見）債権管理条例の制定による不納欠損処理について	P. 162
現状及び課題	貸付金から生じた未収金について、不納欠損処理は手続上困難であるといえ、結果として、実質的に回収が困難である事例が多数発生しても債権の整理が追いつかず、多くの未収件数と多額の未収金残高が累積している。	
改善案	業務の簡素化を図り、回収可能な未収金の回収に注力する等業務を効率化する観点から、公平性及び公正性を十分踏まえたうえで不納欠損処理ができるよう手続を整備することが望まれる。 そのためには、貸付金等の私債権の管理に関する条例を制定し債権の放棄を行うことができる基準を明確化することが考えられる。	

項目	（意見）反復かつ継続的に実施されている短期貸付金の検証及び見直しについて	P. 164
現状及び課題	貸付金制度の中には、短期貸付けを毎年度繰り返しているものがあるが、総務省の「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」によれば、第三セクター等に対する短期貸付けを反復かつ継続的に実施する方法による支援については、安定的な財政運営及び経営の確保という観点からは、本来長期貸付け又は補助金の交付等により対応すべきものとされている。	
改善案	反復かつ継続的な短期貸付金について、県はその手法及び内容を検証し、総務省の指針に示されているような短期貸付金については、早期に見直すべきである。	

(2) 個別の貸付金に関する監査の結果及び意見

貸付金名	①私立幼稚園施設整備資金貸付金	所管部署	総務部 私学振興課	P. 166
項目	(意見) ニーズの把握及びその結果を踏まえた制度の見直しについて			
現状及び課題	平成 8 年度以降市場金利の低下が顕著であるにもかかわらず、貸付利率が見直されておらず、結果として、本貸付制度を利用する私立幼稚園は少なく、平成 21 年度の実績は 1 件のみ、平成 22 年度の実績はゼロとなっており、貸付目的を十分に達成できていない。			
改善案	県は、私立幼稚園設置者に対してニーズの把握等の必要な調査を行い、その結果を踏まえ、県として貸付利率の見直しや制度の改廃について検討する必要がある。			

貸付金名	②福岡県消費生活協同組合資金貸付金	所管部署	新社会推進部 生活安全課	P. 170
項目	(意見) 本貸付金制度の廃止について			
現状及び課題	消費生活協同組合において、本貸付金を活用して資金調達を行うというニーズが減少したため、平成 18 年度以降貸付実績がなく、平成 22 年度末における残高もゼロである。 「消費生活協同組合資金の貸付に関する法律」に基づき、県が生協に貸し付ける資金の 2 分の 1 を国が県に貸し付けるという制度があったが、平成 20 年 4 月 1 日に法律が廃止されている。			
改善案	本貸付金に関する法律も廃止され、貸付実績もなく、かつ生協からのニーズもなくなっていることから、本貸付金制度については廃止することが望まれる。			

貸付金名	③福岡県立体自動車駐車場整備資金貸付金	所管部署	建築都市部 都市計画課	P. 172
項目	(結果) 貸付申請書類等文書の保管について			
現状	本貸付金制度の貸付実績は、北九州市の勝山公園地下駐車場の施設整備に対する 1 件のみである。借用証書等の原本による確認を依頼したところ、文書は保管されていなかった。			
指摘事項	最終償還期限の到来前に借用証書等一連の文書が保管されていないと、貸付金額や償還時期を原本で確認できず、仮に貸付先が償還を怠った場合、償還請求する根拠資料がなくなることとなる。貸付金にかかる借用証書等については、貸付金の最終償還までの文書保管を徹底すべきである。			
項目	(意見) 本貸付金制度の廃止も含めた抜本的な見直しについて			
現状及び課題	本貸付金制度の貸付実績は 1 件のみで、対象となる市町村等が 2 団体しかなく、本貸付金制度を活用してどのような整備を行うかという県の方針が不明確である。			
改善案	本貸付金制度は、実質的に活用されていない状況にある。現状を鑑みると、本貸付金制度を維持する必要性は低いと考えられるため、制度の廃止も含め抜本的に見直すことが望まれる。			

貸付金名	④社会福祉基金貸付金	所管部署	福祉労働部 福祉総務課	P. 175
項目	(結果) 貸付契約書の原本保管について			
現状	貸付契約書について、原本が保管されていなかった。所管部署が現在保管しているのは契約書の写しであるが、これによると貸付期間は「貸付けの日から甲（注：福岡県）が当該制度（注：社会福祉基金制度）運用を停止するまでの日とする」とされている。			
指摘事項	契約書を保管しておくことは契約上の義務といえるため、廃棄すべきではない。 貸付けを行う際には、極力確定期限を設けることとし、確定期限前に、貸付期間の延長が必要であれば、改めて契約を締結することが望ましい。			

貸付金名	⑤福岡県中小企業高度化資金貸付金	所管部署	商工部 中小企業経営金融課	P.177
項目	(結果) 利用状況報告書及び決算書の入手について			
現状	県は、「福岡県中小企業高度化資金貸付規則」の規定に基づき、貸付金の使途の確認、貸付先の経営状況の把握等のため、利用状況報告書等を貸付先から入手する必要があるが、平成22年度末で貸付残高のある貸付先に係る利用状況報告書等の閲覧を依頼したところ入手していないとの回答であった。			
指摘事項	利用状況報告書等は、貸付先の状況を継続的に把握する重要な書類であるため、県は、貸付先に提出させ、分析し、貸付先の情報を的確に把握することによって、効果的な貸付金の回収や経営指導等に役立てるべきである。			
項目	(意見) 本貸付金制度の運用のあり方検討について			
現状及び課題	本貸付金制度の利用は、近年低調であるが、これは、現在の制度の内容及び手続等が中小企業者のニーズと整合していないためと考えられる。 また、多額の収入未済残高があり債権管理業務が発生しているが、これらの業務には高度な専門知識と実務経験が必要であり、現状の人員体制では十分な実行が難しいと推測される。			
改善案	中小企業者のニーズの把握と適切なリスク評価を踏まえたうえで、貸付金制度の運用のあり方について検討することが必要である。			

貸付金名	⑥福岡県企業立地促進融資	所管部署	商工部 企業立地課	P.183
項目	(意見) 本貸付金制度の見直しについて			
現状及び課題	本貸付金制度の利用は少なく、企業立地の促進に有効に活用されているとは言い難いが、県は貸付方法の見直し等を行っていない。 本貸付金制度を利用し立地した企業について、融資後の効果測定は実施されておらず、本貸付金制度の必要性や有効性も検証されていない。			
改善案	県は、企業立地に関する資金需要の調査等を行い、市場ニーズを的確に把握し、県経済の活性化を促すため、本貸付金制度を見直す必要があると考える。制度の見直しに当たっては、外部専門家等の意見を踏まえることが望ましい。			

貸付金名	⑦福岡県保健師、助産師、看護師及び 准看護師修学資金貸付金	所管部署	保健医療介護部 医療指導課	P.186
項目	(意見) 需給見通しを踏まえた貸付金事業の実施について			
現状及び課題	県は、看護職員需給見通しを策定しているが、これを踏まえた特定施設における看護師等の不足状況は把握されていない。このため、本貸付金を通じて特定施設への就業を促したとしても、県として必要な人数を就業させることが出来たのか不明である。 結果として、特定施設への看護師等の供給が十分に行われていない可能性がある。			
改善案	県は、特定施設に不足する看護師等の人数を把握し、需給見通しを踏まえたうえで、本貸付金事業を実施すべきである。			

貸付金名	⑧福岡県母子寡婦福祉短期資金貸付金	所管部署	福祉労働部 児童家庭課	P.188
項目	(意見) 広報等の実施による制度の利用促進について			
現状及び課題	本貸付制度は、現在は「母子寡婦福祉資金貸付」の利便性が向上したことなどにより、利用者が減少しているが、一方で、本貸付制度の目的である緊急な生活費等の貸付に対するニーズは一定程度存在すると推測される。対象者が制度の存在を知らないことも、利用者が減少した理由の一つではないかと考える。			
改善案	県は、福岡県母子寡婦福祉連合会や市郡母子寡婦福祉会、各市町村の母子福祉担当部署や県の福祉事務所、母子自立支援員などを通じ、制度の周知広報を図ることが望まれる。			

以上